

『2023年度 根本正太郎奨学金（大学入学用）』 募集要項

2022年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「根本正太郎奨学金（以下、奨学金）」は、福島県出身の故根本正太郎様の遺産を活用して、次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的理由により、修学上必要な学資金（奨学金）を大学在学の期間支給することで奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もないことといたします。また、他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、学校教育法による福島県内の公立高等学校に在学し、2023年3月卒業見込みの者で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由【世帯年収・・・給与所得者600万円以内(収入金額)・給与所得者以外300万円以内(所得金額) また、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外とします。】のため就学が困難であり、奨学援護を希望する者としてします。

但し、2023年4月に学校教育法による日本国内の国公立のいずれかの全日制の大学に現役で進学することを条件とします。（私立大学への進学は対象外です）

3. 応募・選考方法

募集期間：2022年9月1日～2022年10月31日（必着）

※当日消印有効ではありませんのでご注意ください。

(1) 2023年度 根本正太郎奨学金（大学入学用）願書

※願書は、当財団ホームページ（<https://kosuikyoo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 作文（テーマ「もし福島県が首都だったら」1200字以内）

※様式は自由とし、自筆又はパソコンで作成

(3) 成績証明書（通信簿など）・・・高校第1学年から直近まで

(4) 本人の属する同一世帯の住民票の写し(コピー不可)

※申請日の3ヶ月以内発行・本籍地及び個人番号は省略

(5) 同一世帯の所得を証明する書類・・・例：給与所得者は直近の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署又は地方公共団体による直近の所得を証明するもの（税務署の收受印のある確定申告書（控）のコピーも可）等。

※応募関係書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

4. 採用人数

2023年度の奨学生は2名程度を採用とします。

5. 給与期間・給与額

大学における最短修業年限の4年間を通じて、年額48万円（4年合計192万円）を支給します。

6. 支給継続条件

- (1) 学期末月内に在学証明書を提出。大学入学及び進級が条件です。
- (2) 毎年度3月中には上記と共に、近況報告書（様式不問）も提出。
- (3) 大学卒業時には、原稿用紙2枚以上2000字以内の作文を提出。

なお、支給開始の確認として入学後、4月に在学証明書のご提出が必要です。

□願書等の資料郵送先

申請書類は、学校またはご家庭のいずれか一方よりご郵送願います。

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

（公財）公益推進協会 根本正太郎奨学金 担当 高野 宛

□選考方法及び通知

第一次選考（書類選考）・・・生活の困窮度や学業・人物等により総合的に判断

第二次選考（WEB面接）・・・2022年11月下旬から12月上旬の平日18時以降を予定

第一次及び第二次選考結果を踏まえて、当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

そして、2022年12月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は大学への入学確認後（4月以降）となりますので、奨学金の交付には、大学入学に関する入学又は在学証明書の提出が必要です。

□奨学金の交付

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて（24万円ずつ）振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 根本正太郎奨学金 担当 高野

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814

E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00～18:00までとします。